



## コラム 11

より主体的に社会参画させるためには、どのような工夫ができますか。

44 ページ以降の「単元構想の例」の第三次で組み立てた自分の考えを発展させ、政策を立案し討論させると、より主体的な社会参画の意識を高めることができます。

複数の生徒が選挙の候補者となり、人口減少をテーマに、政策立案ブレーン役の生徒とともに、テーマに関する課題の整理や、政策提案の準備、討論会での政策の提案を行うことで考えを深めることができます。

生徒は、近い将来、都道府県知事や市町村長、国會議員や地方議会の議員等に立候補ができる年齢となります。首長や議員には、国や地方の課題解決に向けた政策立案能力や他者に伝える力などが必要となります。模擬政策討論会は、自分の考えを政策として討論する活動であり、国や地域をリードする人材の育成にもつながります。

### ③

### 話し合いや討論を深める方法の例

主権者教育の指導では、現実社会の諸課題についての話し合いや討論を通して思考を深め、社会に参画する態度を育成することが求められています。

44 ページ以降の「単元構想の例」の第一次の学習活動で示したように話し合いや思考を深める方法には、KJ 法、特性要因図法、ダイヤモンド・ランキング等があります。

KJ 法は、ブレインストーミングで発想した断片的な情報を整理・統合して、創造的なアイデアを生み出し、問題解決の糸口を探っていく方法です。また、特性要因図法は、問題の主だった原因との関係を図解して分析する方法であり、ダイヤモンド・ランキングは、複数の結論を順位付け、ダイヤモンド型に並べて分析する方法です。

こうした方法を用いて指導する際には、それぞれの方法の特徴をよく理解し、指導場面に応じた適切な方法を検討しておく必要があります。

### ポイント

KJ 法などの方法には、それぞれの特徴があります。活用に当たっては、事前に特徴を理解し、指導場面に応じた適切な方法を検討しておく必要があります。

そのためには、指導する教員が事前に様々な方法を体験する研修の実施が必要です。また、こうした方法の活用は、校内研修の充実や活性化にもつながります。

## 学校における指導に関するQ & A

Q

授業中、特定の政党に関してその政策等に触れてもよいでしょうか。

A

主権者教育に取り組むに当たってどのような情報を取り上げるかは、当該授業のねらいやそれに基づく必要性に照らして検討することが求められますが、種々の見解を取り上げる際に、現実に存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れることは、指導内容によって考えられることです。

現実に存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れるに当たっては、一つの政党についてのみ取り上げるということは避け、授業のねらいに照らした理解が可能となるよう複数の政党の主張を並列して紹介するなどの点に留意しつつ、適切に指導を行うことが求められます。

なお、選挙運動期間中等に生徒に対して指導を行うに当たっては、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、特定の政党に対する投票行為を促す又は妨げることとならないように、特に留意する必要があります。

Q

政治的に対立する見解がある現実の課題を指導するに当たって、新聞記事等を活用する場合、どのような点に留意したらよいでしょうか。

A

政治的に対立する見解がある現実の課題について指導するに当たって、新聞記事を活用して行なうことは、指導方法として考えられることです。

その際、当該授業のねらいに照らして適切に取り扱うことが求められますが、政治的に対立する見解がある現実の課題については、現実の利害の関連等もあって国民の中に様々な見解があり、取り上げる事象について異なる見解を持つ新聞が見られる場合には、異なる見解をもつ複数紙を使用することが望まれます。また、特定の課題について一紙のみが取り上げている場合等には、他の資料を活用するなど教員が適切に他の見解を説明することにより、取り上げた新聞も多様な見解の一つであることを生徒に理解させることも必要です。

なお、教員が生徒に対して特定の政党に関する新聞記事のみを生徒に配布したり、特定の政党のみ目立たせて配布した場合、公職選挙法に違反するおそれがあります。

**Q**

我が校には外国籍の生徒がいますが、主権者教育を進める上での留意点はありますか。

**A**

主権者教育は、学校教育の一環として行われるものであり、選挙権の有無や国籍の違いに関わらず、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け、これを尊重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力を育む指導を行うことは重要です。

なお、外国籍の生徒についても、日本国籍の生徒と同様に、満18歳未満の生徒は公職選挙法上、選挙運動に当たる行為を行うことはできませんので、この点に留意することが必要です。

**Q**

投票日に、部活動の大会があるのですが、生徒にどのようなことを伝えればよいでしょうか。

**A**

部活動の大会等の理由があって投票日に投票に行くことができない場合は、期日前投票制度があることを伝える必要があります。期日前投票の制度は、選挙期日前であっても選挙期日と同じ方法で投票を行うことができる制度です。

なお、指導に当たっては、実際の生徒の年齢や住所のある名簿登録地に配慮することが必要です。

#### ※他の制度

##### 不在者投票制度

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市町村に滞在している場合に、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定病院等に入院している場合などには、その病院内で不在者投票ができます。

##### 在外選挙制度

仕事や留学などで海外に住んでいる場合に、外国にいながら国政選挙に投票できる制度のことです。在外投票ができるのは、日本国籍を持つ満18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持っている人です。

**Q** 実際の選挙に合わせて模擬選挙を行う際には、実在する全ての政党を取り扱う必要があるのでしょうか。

**A** 実際の選挙に合わせて模擬選挙を実施し、満18歳以上の生徒が参加する場合には、学校が一部の政党や候補者を除外して実施することは、有権者である生徒の投票行動に影響を及ぼすことになることから適当ではありません。

**Q** 選挙運動で禁止されている行為はありますか。

**A** 選挙運動で禁止されている行為として、次のようなものがあります。

- 投票を依頼したり、投票を得させない目的で戸別訪問すること
- 選挙運動に関して飲食物を提供すること（湯茶といわゆるお茶うけ程度の菓子を除く）

**Q** 満18歳以上の生徒が、候補者の演説を写真に撮り、友達に画像と併せて「頑張ってるから投票してあげてね。」とLINEのメッセージを送ってもよいのでしょうか。

**A** 電子メールと異なり、LINE、Facebook、Twitterのユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、法律上ではウェブサイト等に該当し、候補者や政党等だけではなく、一般的な有権者にも、選挙運動について利用することが認められています。ただし、投票日当日は、全ての選挙運動が認められないので注意が必要です。

**Q** 満18歳以上の生徒がTwitterで候補者のツイートを「リツイート」したのですが、このようなことは、法律上、認められるのでしょうか。また、認められるのであれば他のクラスメイトもしても大丈夫でしょうか。

**A** 「リツイート」は、選挙運動にあたります。満18歳以上の人には選挙運動が認められますので、「リツイート」することができますが、満18歳未満の人が同じことをすると、公職選挙法違反になるおそれがあります。

クラスには、選挙運動のできる満18歳以上の生徒と選挙運動のできない満18歳に満たない生徒が混在している場合があるので注意が必要です。

また、LINEやFacebookにおけるやりとりについても、同様です。

Q

公職選挙法違反を行った場合、満20歳未満でも罰せられますか。

A

満20歳未満の者が犯罪を犯した場合、通常、少年法により、懲役などの刑罰が科される刑事処分ではなく、少年院への送致などの保護処分が適用されることとなります。

一方、満18歳以上満20歳未満の者が公職選挙法違反等の罪を犯し、\*連座制の対象となる場合（候補者の子による買収罪など）には、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと家庭裁判所が認める場合、原則、保護処分ではなく刑事処分の対象となります。

なお、満18歳以上満20歳未満の者が公職選挙法違反等の罪を犯し、連座制の対象とならない場合でも、家庭裁判所は、刑事処分の対象とすることができますが、それを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならぬこととされています。

\*連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者（秘書、親族など）が、買収罪などの罪を犯し、刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収などの行為に関わっていなくても、候補者や立候補予定者本人について、その選挙の当選を無効とするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。

### 主権者教育に関する相談窓口

主権者教育に関して学校で判断することが困難な場合は、学校教育課へ相談してください。

電話 088-621-3135

## 参考資料等

### 1 ウェブサイト

#### ◆文部科学省

○政治や選挙等に関する高校生向けの副教材等について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shukensha/1362349.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm)

○高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1363082.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm)

○「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」に関するQ&A（生徒指導関係）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1366767.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1366767.htm)

○主権者教育の推進

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/1369165.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1369165.htm)

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第197号）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm)

#### ◆総務省

○なるほど！選挙

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/index.html)

○インターネット選挙運動の解禁に関する情報

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo10.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html)

○選挙権年齢の引下げについて

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/senkyo/senkyo\\_nenrei/](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/)

#### ◆公益財団法人 明るい選挙推進協会

○主権者教育

<http://www.akaruisenkyo.or.jp/citizenship/>

○「暮らしの中の選挙」

<http://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/064made/231/>

○「考える主権者をめざす情報誌 Voters」

<http://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/061mag/>

#### ◆徳島県

○徳島県庁

<http://www.pref.tokushima.jp/>

○徳島県選挙管理委員会

<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2001062600014.htm>

○徳島県議会

<http://www.pref.tokushima.jp/gikai/>

○市町村議会（リンク一覧）

<http://www.pref.tokushima.jp/gikai/list/>

◆審議中継

○衆議院

<http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php>

○参議院

<http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>

○徳島県議会

<http://www.pref.tokushima.jp/gikai/haishin/>

◆教材

○リーフレット「一票でかわる未来!!」

<http://tk-line.tokushima-ec.ed.jp/TPBE/syukensyal>

○選挙啓発動画優秀作品集（DVD）

<https://www.youtube.com/channel/UCp0XMFnqerE1PF9p8mSQR8A>

2 選挙管理委員会の連絡先

県	電話番号
徳島県	088-621-2082

市町村	電話番号	市町村	電話番号
徳島市	088-621-5373	神山町	088-676-1113
鳴門市	088-684-1178	那賀町	0884-62-1121
小松島市	0885-32-3807	牟岐町	0884-72-3412
阿南市	0884-22-3791	美波町	0884-77-3611
吉野川市	0883-22-2211	海陽町	0884-73-4152
阿波市	0883-36-8753	松茂町	088-699-8710
美馬市	0883-52-8002	北島町	088-698-9804
三好市	0883-72-7604	藍住町	088-637-3126
勝浦町	0885-42-1501	板野町	088-672-5980
上勝町	0885-46-0111	上板町	088-694-6801
佐那河内村	088-679-2113	つるぎ町	0883-62-3111
石井町	088-674-1114	東みよし町	0883-82-6303

3 その他の資料

○「知ろう、考え方、日本の未来。18歳からの1票」徳島新聞社

○『徳島が好きになる本 文化と経済でみる「徳島』』公益財団法人徳島経済研究所（平成28年7月）

(本文及び参考資料等に掲載されているURL、電話番号は、平成29年2月24日現在のものです。)



27文科初第933号  
平成27年10月29日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法入学長 殿  
高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

小松親次



(印影印刷)

### 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等 の生徒による政治的活動等について（通知）

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）により、施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にその期日がある国民投票から、国民投票の期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える者は、投票権を有することになりました。また、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）（以下「改正法」という。）により、施行日（平成28年6月19日）後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から改正法が適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える等の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条の各項に規定する要件を満たす者は、国政選挙及び地方選挙において選挙権を有し、同法第137条の2により、選挙運動を行うことが認められることとなりました。

これらの法改正に伴い、今後は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）にも、国民投票の投票権や選挙権を有する生徒が在籍することとなります。

高等学校等においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第14条第1項を踏まえ、これまで平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育（以下「政治的教養の教育」という。）を行ってきたところですが、改正法により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習

得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。このため、議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象を取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者（以下「有権者」という。）として自らの判断で権利行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。その際、法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう公職選挙法等に関する正しい知識についての指導も重要です。

他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限などがあることに留意することが必要です。

また、現実の具体的な政治的事象を扱いながら政治的教養の教育を行うことと、高等学校等の生徒が、実際に、特定の政党等に対する援助、助長や圧迫等になるような具体的な活動を行うことは、区別して考える必要があります。

こうしたことを踏まえ、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についての留意事項等を、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれでは、所管の高等学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれでは、所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれでは、設置する附属高等学校等に対して、御周知くださるようお願いします。

なお、この通知の発出に伴い、昭和44年10月31日付け文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は廃止します。

## 記

### 第1 高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うこと目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

### 第2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

1. 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心とする学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を

行うこと。

指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

2. 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見いだし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

3. 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考え方や議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。

その際、特定の事柄を強調しそうたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないよう留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

4. 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要となる知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

5. 教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

### 第3 高等学校等の生徒の政治的活動等

今回の法改正により、18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなる。このような法改正は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される。

他方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、②高等学校等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることなどに鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、以下の事項に十分留意する必要がある。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票において、投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、選挙運動に準じて指導等を行うこととし、日本国憲法の改正手続に関する法律第100条の2に規定する国民投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、政治的活動に準じて指導等を行うこととする。

#### 【この通知の第3以下における用語の定義について】

「選挙運動」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。

「政治的活動」とは、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

「投票運動」とは、特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をするることをいう。

1. 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要であること。
2. 放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。

3. 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。

(1) 放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。

(2) 改正法により選挙権年齢の引下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、高等学校等は、これを尊重することとなること。

その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないよう、高等学校等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであること。

その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

#### 第4 インターネットを利用した政治的活動等

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高等学校等の生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意すること。

#### 第5 家庭や地域の関係団体等との連携・協力

本通知の趣旨にのっとり、現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、高等学校等の生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

担当：文部科学省初等中等教育局

(代表) 03-5253-4111

・本通知に関する一般のお問合せ、生徒の政治的活動等に  
関すること

児童生徒課 企画係 (内線2559)

・政治的教養を育む教育に関するこ

教育課程課 教育課程総括係 (内線2075)

・教員の政治的中立性に関するこ

初等中等教育企画課 教育公務員係 (内線4675)

教学課第742号  
教特課第86号  
平成28年6月10日

各公立高等学校長 殿  
各特別支援学校長 殿

徳島県教育委員会学校教育課長  
徳島県教育委員会特別支援教育課長  
(公印省略)

#### 参議院議員通常選挙に向けての留意事項について（依頼）

政治的教養を育む教育については、各学校において計画的に実施していただいているところです。

さて、参議院議員通常選挙の公示日が6月22日、投開票日が7月10日となることが閣議決定され、高等学校及び高等部を置く特別支援学校に在籍する満18歳（18歳の誕生日が投票日の翌日までの生徒）以上の生徒が、この選挙において選挙権を有することになります。

つきましては、参議院議員通常選挙に向けて、政治的中立性を確保しつつ、次の事柄に留意し、御指導いただきますようお願いします。

- 1 自らの判断で有権者としての権利を行使できるようにすること
- 2 生徒が違法な選挙運動等を行うことがないようにすること
- 3 期日前投票制度等の利用も含め、選挙権を有する生徒の投票について、最大限に配慮すること
- 4 保護者等との連携を密にし、生徒や保護者からの相談等に適切に対応すること

## 主権者教育に関する調査結果

### 1 概要

(1) 調査実施対象  
高等学校の全日制・定時制・通信制、特別支援学校の高等部  
学校用調査（53校）  
・高等学校42校（全日制34校、定時制7校、通信制1校）  
・特別支援学校11校  
生徒用調査（第3学年以上の生徒）  
・有効回答数6117  
平成27年6月から平成28年7月まで  
平成28年7月14日（木）から平成28年8月17日（水）

(2) 調査対象期間  
平成27年6月から平成28年7月まで

(3) 調査期間  
平成28年7月14日（木）から平成28年8月17日（水）

### 2 学校用調査

**質問1 各学年（年次）で実施した主権者教育に関する次の内容について、どの時間に指導しましたか。（複数回答可）**

( ) 内は、実数を53（調査対象校数）で割った割合 (%)

第1学年	ア 公民科 の授業	イ 公民科 以外の 授業	ウ ホーム ルーム 活動	エ 工業 活動	オ 学年集 会・全 校集会	才 総合的 な学習 時間	カ その他	計
① 政治の仕組み	25 (47.2)	5 (9.4)	5 (9.4)	4 (7.5)	3 (5.7)	1 (1.9)	1 (1.9)	43
② 選挙の仕組み	21 (39.6)	4 (7.5)	12 (22.6)	15 (28.3)	5 (9.4)	3 (0.0)	0 (0.0)	60
③ 国の政策	18 (43.0)	4 (7.5)	2 (3.8)	1 (1.9)	3 (3.8)	1 (0.0)	0 (0.0)	27
④ 国や地域の課題	22 (41.5)	6 (11.3)	5 (9.4)	3 (5.7)	3 (5.7)	1 (1.9)	40	46
⑤ 公職選挙法等の法律	18 (43.0)	2 (3.8)	10 (18.9)	11 (20.8)	2 (3.8)	2 (5.7)	3 (0.0)	46
⑥ 民主主義の意義	22 (41.5)	7 (13.2)	5 (9.4)	8 (15.1)	4 (7.5)	1 (1.9)	47	4
⑦ 選挙や投票の意義	26 (49.1)	7 (13.2)	15 (28.3)	19 (35.8)	5 (9.4)	5 (9.4)	77	52
⑧ 政治活動や選挙運動	19 (35.8)	3 (5.7)	13 (24.5)	21 (39.6)	5 (9.4)	4 (7.5)	65	72
⑨ その他	1 (1.9)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	1 (1.9)	1 (1.9)	4	66

( ) 内は、実数を53（調査対象校数）で割った割合 (%)

第2学年	ア 公民科 の授業	イ 公民科 以外の 授業	ウ ホーム ルーム 活動	エ 工業 活動	オ 学年集 会・全 校集会	才 総合的 な学習 時間	カ その他	計
① 政治の仕組み	20 (37.7)	6 (11.3)	5 (9.4)	5 (9.4)	6 (11.3)	4 (7.5)	4 (1.9)	42
② 選挙の仕組み	18 (34.0)	5 (9.4)	9 (17.0)	9 (17.0)	9 (32.1)	8 (15.1)	2 (3.8)	59
③ 国の政策	17 (32.1)	5 (9.4)	5 (5.7)	3 (5.7)	3 (3.8)	4 (7.5)	0 (0.0)	31
④ 国や地域の課題	19 (35.8)	9 (17.0)	6 (11.3)	6 (11.3)	4 (7.5)	7 (13.2)	1 (1.9)	46
⑤ 公職選挙法等の法律	17 (32.1)	3 (5.7)	10 (18.9)	10 (18.9)	14 (26.4)	3 (5.7)	2 (3.8)	49
⑥ 民主主義の意義	19 (35.8)	11 (20.8)	7 (13.2)	7 (13.2)	6 (20.8)	6 (11.3)	2 (3.8)	56
⑦ 選挙や投票の意義	21 (39.6)	8 (15.1)	8 (30.2)	16 (37.7)	20 (13.2)	7 (13.2)	7 (5.7)	75
⑧ 政治活動や選挙運動	19 (35.8)	4 (7.5)	4 (17.0)	4 (17.0)	9 (45.3)	4 (7.5)	3 (5.7)	63
⑨ その他	2 (3.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (3.8)	1 (1.9)	0 (0.0)	1 (1.9)	6

( ) 内は、実数を53（調査対象校数）で割った割合 (%)

第3学年以上	ア 公民科 の授業	イ 公民科 以外の 授業	ウ ホーム ルーム 活動	エ 工業 活動	オ 学年集 会・全 校集会	才 総合的 な学習 時間	カ その他	計
① 政治の仕組み	32 (60.4)	5 (9.4)	4 (7.5)	4 (7.5)	4 (20.8)	4 (9.4)	3 (5.7)	60
② 選挙の仕組み	32 (60.4)	7 (13.2)	12 (22.6)	12 (45.3)	11 (15.1)	5 (9.4)	3 (5.7)	90
③ 国の政策	27 (50.9)	4 (7.5)	1 (1.9)	1 (1.9)	5 (9.4)	3 (5.7)	1 (1.9)	41
④ 国や地域の課題	27 (50.9)	4 (7.5)	1 (1.9)	1 (1.9)	5 (9.4)	3 (5.7)	1 (1.9)	52
⑤ 公職選挙法等の法律	28 (52.8)	5 (9.4)	8 (15.1)	8 (15.1)	8 (35.8)	6 (11.3)	2 (3.8)	72
⑥ 民主主義の意義	30 (56.6)	7 (13.2)	8 (15.1)	8 (15.1)	8 (24.5)	5 (9.4)	3 (5.7)	66

**質問3** 主権者教育を行う上で、出前講座は有効でしたか。（主権者意識を高める教育の充実のための出前講座を実施した学校のみ回答してください。）

	(7) 選挙や投票の意義	31 (58.5)	10 (18.9)	16 (30.2)	28 (52.8)	11 (20.8)	9 (17.0)	105
⑧ 政治活動や選挙運動	28 (52.8)	6 (11.3)	9 (17.0)	28 (52.8)	9 (17.0)	6 (11.3)	6 (11.3)	86
⑨ その他	2 (3.8)	1 (1.9)	1 (1.9)	2 (3.8)	1 (1.9)	1 (1.9)	1 (1.9)	8

#### 【⑨「その他」(内容) の主な内容】

- 時事問題（アメリカの大統領選挙）
- 基本的人権の尊重、権力分立
- 障がい者が巻き込まれやすい選挙違反となる具体的な事例

#### 【カ「その他」(時間) の主な内容】

- 生徒会役員選挙
- S H R

**質問2** 各学年（年次）で実施した主権者教育に関して、副教材「私たちが拓く日本の未来」のどの項目を活用しましたか。（複数回答可）

( ) 内の数値は、実数を 53（調査対象校数）で割った割合 (%)

	第1学年	第2学年	第3学年以上
① 第1章 有権者になるということ	22 (41.5)	22 (41.5)	32 (60.4)
② 第2章 選挙の実際	21 (39.6)	20 (37.7)	37 (69.8)
③ 第3章 政治の仕組み	8 (15.1)	9 (17.0)	16 (30.2)
④ 第4章 年代別投票率と政策	13 (24.5)	14 (26.4)	22 (41.5)
⑤ 第5章 宪法改正国民投票	5 (9.4)	7 (13.2)	17 (32.1)
実践	9 (17.0)	11 (20.8)	13 (24.5)
① 第1章 学習活動を通じて考えたいこと	2 (3.8)	4 (7.5)	6 (11.3)
② 第2章 評議会、討論の手法	5 (9.4)	6 (11.3)	13 (24.5)
③ 第3章 模擬選挙	0 (0.0)	1 (1.9)	4 (7.5)
④ 第4章 模擬議会	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (5.7)
⑤ 第5章 模擬議会	22 (41.5)	25 (47.2)	36 (67.9)
参考	8 (15.1)	9 (17.0)	15 (28.3)
② 第2章 学校における政治的中立の確保	2 (3.8)	0 (0.0)	4 (7.5)
③ 第3章 聞いてみよう			

**質問4** 調査対象期間における主権者教育について、学校の指導は十分だったと思いまですか。なお、ウまたはエと答えた場合は、その理由を記入してください。

	( ) 内は、実数を計で割った割合 (%)	計
ア 大変有効だった	イ 有効だった	ウ あまり有効ではなかった
11 (34.4)	21 (65.6)	0 (0.0)

	( ) 内は、実数を計で割った割合 (%)	計
ア 十分であった	イ 概ね十分であった	ウ あまり十分ではなかった
3 (5.7)	36 (67.9)	13 (24.5)

#### 【ウ・エの主な理由】

- 生徒の実態に合わせた準備ができなかつた
- 制度の解説に多くの時間を割かれた
- 教員が学ぶための十分な時間を確保することが難しかつた
- 政治に参加することの大切さを具体的に説明することが十分ではなかつた
- 公民科の授業がない学年では、主権者教育を行う機会が少なかつた
- 「私たちが拓く日本の未来」（副教材）等の資料活用が十分ではなかつた

**質問5** 主権者教育を行う上で、問題点や困ったこと、疑問点や知つておきたいことを記入してください。

#### 【主な回答】

- 政治的中立性を確保しつつ、生徒に政治的な問題や課題に興味関心を抱かせ、具体的に考えさせるにはどのようにするべきか
- 公民科での授業以外に、主権者教育を実施する時間の確保が難しい
- 教員の知識やスキルが十分ではなく、研修や教材研究の充実が必要
- 障がいのある生徒に対する指導をどのように進めていけば良いか

**質問6** 県教育委員会で作成予定の政治的教養を育むための生徒用のハンドブックに盛り込んで欲しい内容を記入してください。

【主な回答】

- 公職選挙法に関する行為に触れる高校生の生活環境に即した具体例
- 生徒の関心を高めるための日常生活と政治とのつながりがわかる事例
- 当選者の任期中の政治活動を知るために情報源や手段
- 生徒を読む気にさせるマンガやイラストを使った説明
- 障がいのある生徒に対する実践例
- 定期制のように幅広い年齢の生徒が在籍する場合に使用できる内容

**質問7** 今後、主権者教育を行う上で、学校として取り組むべきこと、実践すべきことを記入してください。

【主な回答】

- 政治に対する興味や関心を持たせ、投票行動につながるような態度を育成すること
- 自分たちがこれから日本を創っていくという強い気持ちを育むこと
- 他の者の意見を尊重しつつ、自分の意見を説明でき、協働して課題を解決する力をつけること
- すべての教育活動を通して、科学的・合理的な思考力を育み、健全な批判精神を身に付けさせること
- 全職員が主権者教育に計画的に携わるような指導計画や体制を作ること
- ホームルーム活動・生徒会活動等を通じた生徒による活動の一層の充実

**3 生徒用調査**  
**質問1** あなたは、学校の教育活動によって、国や地方の政治に対する関心は高まりましたか。

( ) 内は、実数を計で割った割合 (%)

		内は、実数を計で割った割合 (%)		
		ア 高まつた	イ 少し高まつた	ウ あまり高まらなかつた
941( 15.6)	2,991( 49.4)	1,322( 21.8)	797( 13.2)	6,051(100.0)

**質問2** あなたは、昨年6月以降、政治や選挙について家族や友人と話をする機会が増えましたか。

( ) 内は、実数を計で割った割合 (%)

		内は、実数を計で割った割合 (%)		
		ア 増えた	イ 少し増えた	ウ あまり増えなかつた
1,099( 18.1)	2,627( 43.3)	1,277( 21.1)	1,068( 17.6)	6,071(100.0)

**質問3** あなたは、政治や選挙を理解する上で、副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用しましたか。

( ) 内は、実数を計で割った割合 (%)

		内は、実数を計で割った割合 (%)		
		ア 活用した	イ 少し活用した	ウ あまり活用しなかつた
391( 6.4)	1,296( 21.2)	1,479( 24.2)	2,951( 48.2)	6,117(100.0)

**質問4** あなたは、政治や選挙を理解する上で、リーフレット「一票でかわる未来!!」を活用しましたか。

( ) 内は、実数を計で割った割合 (%)

		内は、実数を計で割った割合 (%)		
		ア 活用した	イ 少し活用した	ウ あまり活用しなかつた
559( 9.2)	1,016( 16.7)	1,577( 25.9)	2,946( 48.3)	6,098(100.0)

**質問5** あなたが、政治や選挙を理解する上で、出前講座は役立ちましたか。(主権者意識を高める教育の充実のための出前講座を実施した学校のみ回答してください。)

( ) 内は、実数を計で割った割合 (%)

		内は、実数を計で割った割合 (%)		
		ア 役立つた	イ 少し役立つた	ウ あまり役立たなかつた
892( 22.6)	1,852( 47.0)	601( 15.2)	596( 15.1)	3,941(100.0)

**質問6** あなたは、学校の授業等以外で、政治や選挙に関する情報を何から得ましたか。コを選んだ場合は具体的に書いてください。(複数回答可)

( ) 内は、実数を 6117 (有効回答数) で割った割合 (%)			
ア テレビ	イ ラジオ	ウ 新聞	エ 本や雑誌 やSNS
4,895( 80.0)	163( 2.7)	1,441( 23.6)	216( 3.5)
カ 選挙公報	キ 街頭演説	ク 演説会	ケ 家族や友人 コ その他
418( 6.8)	331( 5.4)	167( 2.7)	1,392( 22.8)
			46( 0.8)

#### 【コ その他の主な回答】

( ) 内は、実数を 6117 (有効回答数) で割った割合 (%)			
○選挙ポスター	○YouTube等動画		

#### 【カ その他の主な回答】

( ) 内は、実数を 6117 (有効回答数) で割った割合 (%)

( ) 内は、実数を 6117 (有効回答数) で割った割合 (%)			
ア 政治のしくみ	イ 選挙のしくみ (選挙投票を含む)	ウ 国の政策 (選挙投票を含む)	エ 公職選挙法等の法律
2,447( 40.0)	1,634( 26.7)	2,028( 33.2)	1,446( 23.6)
カ 民主主義の意義	キ 選挙や投票の意義	ク 政治活動や選挙運動	ケ その他
471( 7.7)	644( 10.5)	388( 6.3)	115( 1.9)

#### 【ケ その他の主な回答】

( ) 内は、実数を 6117 (有効回答数) で割った割合 (%)			
○選挙における違法行為	○税金の使い道		

#### 【カ その他の主な回答】

( ) 内は、実数を 6117 (有効回答数) で割った割合 (%)

( ) 内は、実数を 6117 (有効回答数) で割った割合 (%)			
ア 評議会	イ 調べ学習	ウ 模擬選挙	エ 模擬議会
2,035( 33.3)	2,177( 35.6)	1,747( 28.6)	294( 4.8)
カ その他			471( 7.7)
135( 2.2)			

#### 【カ その他の主な回答】

( ) 内は、実数を 6117 (有効回答数) で割った割合 (%)			
○誰がなつても変わらない	○政治家に期待できない	○投票したいと思う候補者、政党がない	○よくわからない

**質問7** あなたは、学校の教育活動を通じて、どのような内容について学習したいですか。ケを選んだ場合は具体的に書いてください。(複数回答可)

( ) 内は、実数を 6117 (有効回答数) で割った割合 (%)			
ア 政治のしくみ	イ 選挙のしくみ (選挙投票を含む)	ウ 国の政策 (選挙投票を含む)	エ 政治が難しいから
2,447( 40.0)	1,634( 26.7)	2,028( 33.2)	1,446( 23.6)
カ 民主主義の意義	キ 選挙や投票の意義	ク 政治活動や選挙運動	ケ その他
471( 7.7)	644( 10.5)	388( 6.3)	115( 1.9)

#### 【ケ その他の主な回答】

( ) 内は、実数を 6117 (有効回答数) で割った割合 (%)			
○選挙における違法行為	○税金の使い道		

**質問8** あなたは、学校でどのような活動を取り入れて欲しいですか。力を選んだ場合は具体的に書いてください。(複数回答可)

( ) 内は、実数を 6117 (有効回答数) で割った割合 (%)			
ア 評議会	イ 調べ学習	ウ 模擬選挙	エ 模擬議会
2,035( 33.3)	2,177( 35.6)	1,747( 28.6)	294( 4.8)
カ その他			471( 7.7)
135( 2.2)			

\*請願：地域の願いを、選挙の他にも、「請願」という手段によって議会で検討してもらうこと。

## 学校における主権者教育に関する推進協議会 委員一覧

氏名	所属等
○ 阿部 賴孝	徳島県明るい選挙推進協議会連合会 会長
石井 博	徳島県市町村教育委員会教育長会 会長
尾崎 好秋	徳島県高等学校校長協会 会長
亀井 浩和	徳島市・名東郡P T A連合会 会長
佐藤 靖彦	徳島県小学校教育研究会社会部会 会長
田上 幸志	徳島県高等学校教育研究会社会科学会 会長
中村 亨	徳島県小学校校長会 会長
永濱 浩幸	徳島県P T A連合会 会長
西川 政善	徳島県選挙管理委員会 前委員長
◎ 西村 公孝	国立大学法人鳴門教育大学 教授
野田 誠	徳島県高等学校P T A連合会 会長
野々村 拓也	徳島県中学校教育研究会社会部会 会長
真鍋 朱実	徳島県特別支援学校校長会 会長
湊 憲治	徳島県中学校校長会 会長

50 音順（敬称略）

◎委員長 ○副委員長

## 引用・参考文献

- 文部科学省 「小学校学習指導要領」 平成 20 年 3 月告示  
文部科学省 「中学校学習指導要領」 平成 20 年 3 月告示  
文部科学省 「高等学校学習指導要領」 平成 21 年 3 月告示  
文部科学省 「特別支援学校 教育要領・学習指導要領」 平成 21 年 3 月告示  
文部科学省 通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動について」 平成 27 年 10 月  
文部科学省 『言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～【小学校版】』 平成 22 年 12 月  
文部科学省 『言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～【中学校版】』 平成 23 年 5 月  
文部科学省 『言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～【高等学校版】』 平成 24 年 6 月  
文部科学省 『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 総合的な学習の時間を核とした課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力等向上に関する指導資料（小学校編）』 平成 22 年 11 月  
文部科学省 『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 総合的な学習の時間を核とした課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力等向上に関する指導資料（中学校編）』 平成 22 年 11 月  
文部科学省 『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 総合的な学習の時間を核とした課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力等向上に関する指導資料（高等学校編）』 平成 25 年 7 月  
文部科学省 副教材「私たちが拓く日本の未来」  
文部科学省 副教材「私たちが拓く日本の未来」活用のための指導資料  
総務省・文部科学省 「インターネット選挙運動解禁（公職選挙法の一部を改正する法律）のあらまし」  
中央教育審議会 答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（中教審第 197 号） 平成 28 年 12 月  
公益財団法人明るい選挙推進協会 「くらしの中の選挙」 平成 28 年 10 月  
選挙管理研究会 監修 『選挙の主役はあなたです 18 歳投票スタート！ 行ってみよう選挙』  
佐伯 育 『ぎょうせい 2015 年 12 月』  
佐伯 育 監修 『「きめ方」の論理～社会決定理論への招待～』 東京大学出版会 1980  
坂井 豊貴 『どんな方法があるの？ 決め方の大研究 ジャンケンから選挙まで』  
坂井 豊貴 P H P 研究所 2012  
黒上 晴夫・小島 亜華里・泰山 裕 『社会的選択理論への招待～投票と多数決の科学～』 日本評論社 2013  
黒上 晴夫・小島 亜華里・泰山 裕 『多数決を疑う～社会的選択理論とは何か～』 岩波書店 2015  
N P O 法人学習創造フォーラム 『シンキングツール～考えることを教えたい～』  
徳島県選挙管理委員会 配付資料「シンポジウム「18 歳選挙権。その先に」～選挙って、そういうことだったのか！～」 平成 29 年 1 月  
徳島県教育委員会 「徳島県キャリア教育推進指針」 平成 26 年 3 月

## 総文書卷・用語

本指針における用語、用語説明等の用語

本指針では、用語を「用語」、用語説明を「用語説明」として記載する。

用語は、本指針で定義する用語であり、用語説明は、用語の意味や用法を解説するものである。

用語説明は、用語の意味や用法を解説するものである。

学校における主権者教育を推進するための指針

編集・発行 徳島県教育委員会